

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	【令和7年度実施計画分】園芸品目生産性向上緊急支援事業	①農業用資材の価格高騰や酷暑の影響を受ける農家の生産性を向上し経営安定を図るため、被覆資材、外気導入機器、かん水資材の導入の要する経費に対し助成する。 ②助成対象となる高温対策資材:遮光資材、外気導入機器、かん水資材・補助率:県1／3、市1／6以上) 1)遮光資材対象品目:小ねぎ、白ねぎ(育苗ハウス)、いちご(ベリーツ且つ育苗ハウス) 2)外気導入機器対象品目:小ねぎ、いちご(ベリーツ) 3)かん水資材対象品目:白ねぎ、ぶどう(既に水源がある場合に限る) ③【対象数】市内12経営団体 【内 訳】補助金 2,305千円(うち県負担1,527千円(Cその分)、市負担778千円)※県負担額は県から市へ補助金として支払い ④農業経営者(小ねぎ、白ねぎ、いちご(ベリーツ)、ぶどう生産者)	R7.4	R7.8
2	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	【令和7年度実施計画分】宇佐市地域公共交通燃料高騰緊急支援事業	①燃料高騰の影響を受ける公共交通機関の事業者に対して、地域公共交通の安定的な運行を確保することを目的に、燃料高騰分を路線バスやタクシー事業者に支援する。 ②路線バスやタクシー事業者への補助金 ③【対象数】市内5事業所 【内 訳】 各燃料費の県内市場価格(各月平均)と高騰前3年間分の平均差額×1/4を上限に各事業者に対して運行に要した燃料費を助成。 市の委託事業分についても燃料高騰費分を支援。 令和6年5月～令和7年3月の燃料使用量分で積算 ◎補助金:190千円 ・バス事業者 975千円(1社) ・タクシー事業者 925千円(4社計) ④市内関連交通事業者	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業(高齢者福祉施設)	①物価高騰等の影響を受ける高齢者福祉施設等の経済支援を実施するため、電気・ガス・燃料・食材費高騰分の一部を助成する。 ②③ 県が実施する補助事業への負担金として支出する。 施設系 10,000×935人(定員数)×1/2 10,000×70人(定員数)×1/1(養護老人ホーム分) 通所系 80,000×43施設×1/2 訪問その他 30,000×177施設×1/2 事務費:373千円 ④市内の高齢者福祉・介護施設等	R8.2	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業(保育所・幼稚園等)	①物価高騰等の影響を受ける幼児教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業者の経済支援を実施するため、電気・ガス・燃料・食材費高騰分の一部を助成する。 ②③ 県が実施する補助事業への負担金として支出する。 認可保育所(定員数) 620人×3千円×1/2 認定こども園(定員数) 1265人×3千円×1/2 設認可外保育施設(定員数) 35人×3千円×1/2 病児保育施設(定員数) 8人×3千円×1/2 放課後児童クラブ 25施設×30千円×1/2 地域子育て支援拠点 7施設×30千円×1/2 ④市内の保育所・幼稚園等	R7.6	R8.3

5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業(障がい者福祉施設)	①物価高騰等の影響を受ける障がい者福祉施設等の経済支援を実施するため、電気・ガス・燃料・食材費高騰分の一部を助成する。 ②③ 施設系 10,000×514人(定員数)×1/2 通所系 80,000×27施設×1/2 訪問その他 30,000×38施設×1/2 ④市内の障がい者福祉施設等	R7.6	R8.1
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食無償化事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰続く状況下において、学校給食の無償化を通して子育て世帯への負担軽減、経済的支援を図ることを目的に、小中学生の給食費について全額無償にする(教職員等を除く)。子育て世帯への保護者の経済的支援とともに、児童・生徒への安定的な給食提供を確保し、物価高騰化での子どもの健全育成を支援する。 ②保護者への補助金(学校給食センター運営委員会が保護者から委任を受け受領する) ③【対象数】児童・生徒 3,708人(小学校 2,396人、中学校 1,312) ※生活保護受給児童は除く 【積 算】小学生:月額4,900円×2,396×8カ月=93,923,200 (夏休時)月額1,350×2,396=3,234,600 中学生:月額5,500円×1,312×8カ月=57,728,000 (夏休時)月額1,550×1,312=2,033,600 【内 訳】宇佐学校給食センター 140,908千円 南部学校給食センター 16,012千円 ④市内小中学校に通う児童・生徒	R7.4	R8.1
7	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	園芸品目資材高騰対策事業	①昨今の世界情勢等の影響等により、高温対策資材の価格が高騰していることから、園芸品目栽培農家に対し補助を行い、農家の生産性を向上し、経営安定を図る。 ②園芸品目栽培農家への補助金(被覆資材・かん水資材・外気導入機器の導入に要する経費の1/2を補助) ③【対象数】園芸作物(野菜・果樹)栽培農家 約20農家 【内 訳】補助上限額300千円×20件 ④市内で園芸作物を栽培している認定農業者及び認定新規就農者	R7.8	R7.11
8	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産飼料高騰対策事業	①昨今の世界情勢等の影響により、飼料が高騰していることから、経営危機に陥っている畜産農家に対し助成を行い、事業継続を図る。 ②畜産農家への補助金(配合飼料の価格高騰分の一部を補助) ③【対象数】畜産農家 約30農家(酪農1、肉用牛26、養豚1、養鶏2) ※養鶏については100羽以上の農家を対象とする 【内 訳】3,300円/t(単価)×配合飼料年間給餌量×飼養頭(羽)数 (千円未満切り捨て) ◎補助上限額 1経営体あたり1,000千円 ④家畜所有者及び農場が市内に所在する家畜所有者	R7.8	R8.1
9	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業燃油価格高騰対策事業	①エネルギー価格や物価高騰が続く中、燃油経費が大きなウエイトを占める漁業活動において、漁業者への影響は大きく、非常に厳しい状況が続いていることから、漁業活動の経費を支援することで本市の基幹産業の一つである水産業の維持・継続、操業技術の継承及び漁家経営の安定を図る。 ②漁船操業及び海苔製造のための燃油代(1ℓ当たり30円を支援) ③【対象数】漁協組合員 84人 【内 訳】約315,000ℓ(R4.4月～12月実績) 315,000ℓ×30円 ≒ 9,450千円 新規加入者等見込分 50千円 ④市内漁業者(大分県漁業協同組合宇佐支店正組合員)	R7.4	R8.2